

○ 「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」(平成18年10月2日社援発第1002001号厚生労働省社会・援護局長通知)【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後	現 行
<p>社援発第1002001号 平成18年10月2日 一部改正 社援発0115第1号 平成25年1月15日 <u>一部改正 社援発0329第66号</u> <u>平成25年3月29日</u></p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局長</p> <p>就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて</p> <p>障害者自立支援法に基づく就労支援等の事業の会計処理については、「就労支</p>	<p>社援発第1002001号 平成18年10月2日 一部改正 社援発0115第1号 平成25年1月15日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局長</p> <p>就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて</p> <p>障害者自立支援法に基づく就労支援等の事業の会計処理については、「就労支</p>

援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」(平成18年10月2日社援発第1002001号厚生労働省社会・援護局長通知。以下、「平成18年通知」という。)により取扱われているところであるが、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日雇児発0727号第1号、社援発0727号第1号、老発0727号第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、老健局長連名通知)が発出され、平成24年4月から社会福祉法人が行う全ての事業が社会福祉法人会計基準の適用対象となったことから、平成18年通知の別紙「就労支援の事業の会計処理の基準」を別紙のとおり改正し、平成24年4月1日から適用することとし、また、本改正に伴う経過措置を設けることとするので通知する。貴職におかれては、管内市町村、関係機関及び関係団体・施設等にその周知徹底を図るとともに、その処理に遺憾のないようにされたい。

別紙1

就労支援の事業の会計処理の基準

第一 総則

1 趣旨

就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型(以下「就労支援」という。)の事業における会計については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施

援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」(平成18年10月2日社援発第1002001号厚生労働省社会・援護局長通知。以下、「平成18年通知」という。)により取扱われているところであるが、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日雇児発0727号第1号、社援発0727号第1号、老発0727号第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、老健局長連名通知)が発出され、平成24年4月から社会福祉法人が行う全ての事業が社会福祉法人会計基準の適用対象となったことから、平成18年通知の別紙「就労支援の事業の会計処理の基準」を別紙のとおり改正し、平成24年4月1日から適用することとし、また、本改正に伴う経過措置を設けることとするので通知する。貴職におかれては、管内市町村、関係機関及び関係団体・施設等にその周知徹底を図るとともに、その処理に遺憾のないようにされたい。

別紙1

就労支援の事業の会計処理の基準

第一 総則

1 趣旨

就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型(以下「就労支援」という。)の事業における会計については、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)及び「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。)(以下「指定基準」という。)において、指定事業所又は指定障害者支援

<p>設基準」という。) (以下「指定基準」という。) において、指定事業所又は指定障害者支援施設 (以下「指定事業所等」という。) ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分すべきことが定められているところである。社会福祉法人が行う就労支援の事業における会計については、新たな社会福祉法人会計基準 (以下「新社会福祉法人会計基準」という。) の定めるところによるが、社会福祉法人以外の法人が行う就労支援の事業の具体的な会計処理に関する取扱いについては、「就労支援の事業の会計処理の基準」(以下「就労支援事業会計処理基準」という。) の定めるところによるものとする。</p> <p>なお、就労支援事業会計処理基準に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる会計の基準に従うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律下における就労支援事業に係る会計処理について</p> <p>1～5 (略)</p> <p>別紙1～別紙9 (略)</p>	<p>施設 (以下「指定事業所等」という。) ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分すべきことが定められているところである。社会福祉法人が行う就労支援の事業における会計については、新たな社会福祉法人会計基準 (以下「新社会福祉法人会計基準」という。) の定めるところによるが、社会福祉法人以外の法人が行う就労支援の事業の具体的な会計処理に関する取扱いについては、「就労支援の事業の会計処理の基準」(以下「就労支援事業会計処理基準」という。) の定めるところによるものとする。</p> <p>なお、就労支援事業会計処理基準に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる会計の基準に従うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第二 障害者自立支援法下における就労支援事業に係る会計処理について</p> <p>1～5 (略)</p> <p>別紙1～別紙9 (略)</p>
--	---